

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	大田市 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請書等への個人番号の記載が必要となる。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 項番24 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部政策企画課
②所属長の役職名	政策企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市政策企画部政策企画課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8029
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1,000人以上1万人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には、複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	政策企画部地域振興課定住推進室 室長 大久保 広志	政策企画部定住推進課 課長 大久保 広志	事後	組織の改編
平成29年8月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	大田市政策企画部地域振興課定住推進室	大田市政策企画部定住推進課	事後	組織の改編
令和1年6月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	大田市政策企画部地域振興課定住推進課	大田市政策企画部まちづくり定住課	事後	組織の改編
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	政策企画部定住推進課 課長 大久保 広志	政策企画部まちづくり定住課長	事後	人事異動
令和1年6月14日	IV リスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和元年5月20日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	PIA再実施
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法 第9条第3項、第19条第2号 番号法別表第一 16の項 地方税法附則 第7条第5項、12項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番24 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	政策企画部まちづくり定住課 まちづくり定住課長	政策企画部政策企画課 政策企画課長	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	大田市政策企画部まちづくり定住課	大田市政策企画部政策企画課	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上 令和2年9月1日 時点	500人未満 令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	